



1983年 2月制定
1993年 11月改訂
1995年 5月修正
2005年 4月修正
2007年 6月改訂
2010年 2月改訂

ヘルメット公認/推奨要領 (2009)

(財)日本自転車競技連盟

本連盟は自転車競技の安全と競技としての特質を考慮し、本連盟および加盟団体の主管する自転車競技大会に使用するヘルメットを次により公認する。また、自転車スポーツの安全な普及振興を図るためのヘルメット推奨制度を設ける。この推奨ヘルメットは自転車競技用の公認ヘルメットとはみなさない。

1. 公認または推奨の申請者

- ① 日本国内において公認または推奨を取得しようとするヘルメットの販売権を持つものは、当該ヘルメットの公認または推奨を本連盟に申請することができる。
- ② 公認または推奨の申請者は本連盟競技規則およびヘルメット公認要領を順守し、かつ当該ヘルメットの品質に責任を持たなければならない。

2. 公認の条件

- ① 本連盟競技規則、ヘルメット公認要領および公認ヘルメット検査基準に適合していること。
- ② 別に定める公認申請書により申請し、認可を受けること。
- ③ 認可にあたり本連盟は、ヘルメットの構造、形状、付属品等の状態により、必要とする場合はその使用条件に制限を加えることがある。
- ④ 公認の期限は、認可の翌日よりその後迎える3月31日まで有効とする。
- ⑤ 本連盟および加盟団体の主催する競技大会には、公認された形式のヘルメット以外の物の使用を禁止する。したがって、公認された形式のヘルメットには、公認ヘルメットを示す証紙を貼付する。
- ⑥ 証紙は当該ヘルメットが公認されていることを示すものとして、100枚を単位として発行する。公認申請者は証紙の適正な管理に責任を持たなければならない。
- ⑦ 公認された形式のヘルメットは出荷時にその全数に公認ヘルメットを示す証紙が貼付されていなければならない。
- ⑧ 公認ヘルメットの販売価格については、本連盟の意向を参考とする。
- ⑨ 広告物に本連盟公認の旨表示することはできるが、誇大表示等、利用者を惑わす表現をすることはできない。

3. 推奨の条件

- ① 本連盟ヘルメット公認/推奨要領および公認ヘルメット検査基準に適合していること。
- ② 別に定める推奨申請書により申請し、認可を受けること。
- ③ 推奨の期限は、認可の翌日よりその後迎える3月31日まで有効とする。
- ④ 本連盟および加盟団体の主催する競技大会には、推奨のみを与えられた形式のヘルメットは使

用できない。推奨された形式のヘルメットには、推奨ヘルメットを示す証紙を貼付する。

- ⑤ 証紙は当該ヘルメットが推奨されていることを示すものとして、100枚を単位として発行する。推奨申請者は証紙の適正な管理に責任を持たなければならない。
- ⑥ 推奨された形式のヘルメットは出荷時にその全数に推奨ヘルメットを示す証紙が貼付されていなければならない。
- ⑦ 推奨ヘルメットの販売価格については、本連盟の意向を参考とする。
- ⑧ 広告物に本連盟推奨の旨表示することはできるが、誇大表示等、利用者を惑わす表現をすることはできない。また、競技には使用できないことを明示しなければならない。

4. 公認または推奨の取り消し

上記の各号に違反した場合は公認または推奨を取り消す。

公認証紙見本



推奨証紙見本

